

東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議設置要綱

（設置）

第1条 新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、感染症その他新型インフルエンザ等対策に係る専門的な見地からの意見及び助言を得るため、東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 有識者会議は、次の事項について検討し、知事に助言する。

- 一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条第9項の規定に基づく東京都新型インフルエンザ等対策行動計画の変更案に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の推進に関する必要な事項

（構成）

第3条 有識者会議の委員の定数は20名以内とする。

2 有識者会議の委員は次に掲げる者のうちから、知事が選任する。

- 一 前条に掲げる事項に関する学識経験がある者
- 二 医療の提供に関係する機関及び団体に所属する者
- 三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 委員長は、委員のうちから知事が指名する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から平成31年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

（会議の招集）

第5条 知事は有識者会議を開催するため、委員を招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又はその意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 有識者会議の庶務は、福祉保健局健康安全部の協力を得て、総務局総合防災部において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

【東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議 委員名簿】

職名	氏名
東北大学大学院医学系研究科教授	押谷 仁
国立感染症研究所感染症疫学センター第二室長	砂川 富正
紙子法律事務所	紙子 陽子
公益社団法人東京都医師会副会長	角田 徹
公益社団法人東京都薬剤師会副会長	永田 泰造
都立駒込病院感染症科部長	今村 顕史
医療法人社団永生会南多摩病院長	益子 邦洋
公益財団法人ライフ・エクステンション研究所 附属永寿総合病院副院長	白井 俊孝
東京都福祉保健局技監	矢内真理子
墨田区保健所長	伊津野 孝
南多摩保健所長	小林 信之
東京都健康安全研究センター所長	大井 洋
東京消防庁救急部救急医務課長	江原 浩仁
東京都総務局防災対策担当部長	和田 慎一